

内灘町最低制限価格算出要綱の一部を改正する告示

内灘町最低制限価格算出要綱（平成二十五年内灘町告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>内灘町最低制限価格算出要綱</p> <p>平成二十五年六月七日 告示第三十四号</p>	<p>内灘町最低制限価格算出要綱</p> <p>平成二十五年六月七日 告示第三十四号</p>
<p>第一条 略</p> <p>（最低制限価格の算出方法）</p>	<p>第一条 略</p> <p>（最低制限価格の算出方法）</p>
<p>第二条 財務規則第六十二条第二項に規定する予定価格が百三十万円以上の工事の請負契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の百八を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に十分の九を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に十分の九を乗じて得た額とし、予定価格に十分の七を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に十分の七を乗じて得た額とする。</p> <p>一 土木工事 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 直接工事費の額に十分の九・五を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に十分の五・五を乗じて得た額</p> <p>二 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 直接工事費に十分の八・五を乗じて得た</p>	<p>第二条 財務規則第六十二条第二項に規定する予定価格が百三十万円以上の工事の請負契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の百八を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に十分の九を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に十分の九を乗じて得た額とし、予定価格に十分の七を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に十分の七を乗じて得た額とする。</p> <p>一 土木工事 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 直接工事費の額に十分の九・五を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に十分の八を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に十分の五・五を乗じて得た額</p> <p>二 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 直接工事費に十分の八・五を乗じて得た</p>

<p>額に十分の九・五を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>ウ 直接工事費に十分の一・五を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に十分の五・五を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>第三条～第五条 略</p>	<p>額に十分の九・五を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に十分の九を乗じて得た額</p> <p>ウ 直接工事費に十分の一・五を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に十分の八を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に十分の五・五を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>第三条～第五条 略</p>
---	---

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。